平成２０年（フ）第９５４９号
福井県敦賀市大蔵７号６番地の１、前居所大阪市北区浪花町１―18メゾン扇町803
破産者　東出　治夫
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４８号
兵庫県宝塚市小浜２丁目５番25―320号
破産者　橋詰　節子
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２１号
兵庫県尼崎市東園田町６―50―２　縣島方、住民票上の住所大阪市西成区梅南１丁目７番20号
破産者　奥野　淳雄
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１８７号
大阪府東大阪市川田１丁目13番９号
破産者　西岡　一郎
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２２６号
大阪市東成区中本３丁目８番28号
破産者　作間　邦昭
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３４９号
大阪府吹田市山田東４丁目３番23号
破産者　宿久　重治
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４８０号
大阪府枚方市山之上西町27―30ロイヤルハイツさつき丘506号、開始決定時の住所大阪府枚方市池之宮１丁目21番３号
破産者　濵田　三男
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８２８号
大阪府吹田市山手町２丁目４番22号
破産者　小林　三郎
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８３１号
奈良市富雄北３丁目21番31号
破産者　船越　克己
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９２５号
大阪府摂津市昭和園４番13号
破産者　Ｉ―ＴＥＣＨこと　石口　雅一
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９７９号
大阪市城東区森之宮２丁目２番20―510号
破産者　原田貞英こと　金　　貞英
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１０６号
大阪府枚方市甲斐田新町27番８号、住民票上の住所大阪府枚方市楠葉花園町５番３―907号
破産者　鎌田　克巳
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１３号
大阪府寝屋川市黒原新町９番13―1017号
破産者　野村　一誠
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２２５号
大阪府松原市天美南５丁目16番20号
破産者　保田富美子（旧姓隅田）
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２９９号
大阪府松原市松ケ丘１丁目12番16―406号、前住所大阪府羽曳野市野々上２丁目７番17号
破産者　石垣　　保
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目17―25　ソレイユ東難波302号室、住民票上の住所兵庫県西宮市泉町１番108―407号
破産者　古川　清二
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２１５号
兵庫県西宮市上大市１－６－８、破産手続開始決定時の住所兵庫県西宮市田代町１番44―1001号
破産者　宮西　省吾
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２１６号
大阪府和泉市光明台３―16―６、破産手続開始決定時の住所兵庫県西宮市田代町１番44―1001号
破産者　宮西　直美
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４０１号
兵庫県西宮市甲子園口６丁目１番２―605号、前住所沖縄県沖縄市安慶田１丁目15番15号
破産者　寺本　佑司
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係